○小谷村農山村体験交流滞在型施設の設置及び管理に関する条例施行規則

令和３年５月18日

規則第13号

小谷村農山村体験交流滞在型施設の設置及び管理に関する条例施行規則

（目的）

第１条　この規則は、小谷村農山村体験交流滞在型施設の設置及び管理に関する条例（令和２年小谷村条例第24号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（利用の手続）

第２条　条例第５条の規定による小谷村農山村体験交流滞在型施設（以下「施設」という。）の利用の許可を受けようとする者は、小谷村農山村体験交流滞在型施設利用申請書（様式第１号）を村長に提出しなければならない。

２　村長は、前項の許可を決定したときは、小谷村農山村体験交流滞在型施設利用許可書（様式第２号）を当該申請者に交付する。

３　村長は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付すことができる。

（定期建物賃貸借の契約）

第３条　条例第６条の規定による契約及び説明は、小谷村農山村体験交流滞在型施設定期賃貸借契約書（様式第３号）により行う。

（利用許可の取消し）

第４条　村長は、条例第８条の規定による利用許可の取消しを行う場合、施設の利用者（以下「利用者」という。）へ小谷村農山村体験交流滞在型施設利用許可取消書（様式第４号）により通知するものとする。

（利用者の遵守事項）

第５条　利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　留守や就寝時に施錠するなど施設を善良に管理すること。

（２）　施設の鍵を紛失したときは、速やかに村長にその旨を報告すること。

（３）　火気の取扱いに注意するとともに、冬期間にあっては、水道の凍結防止に配慮すること。

（４）　施設及びその周りの除草や除雪を適宜行い、施設を適正に管理するとともに、居住環境の整備をすること。

（５）　ごみは、村指定の袋に入れ、指定日に指定場所へ出すこと。

（６）　施設の退去時には、清掃を行うとともに、施設の鍵を村に返却すること。

（７）　その他施設の使用に関し、村長が必要と認める事項

（制限される行為）

第６条　利用者は、施設において次に掲げる行為をしてはならない。

（１）　許可した者以外を同居させること。

（２）　物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。

（３）　開業すること。

（４）　興行すること。

（５）　展示会その他これに類する催しをすること。

（６）　文書、図書その他の印刷物を張り付ける又は配布すること。

（７）　宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。

（８）　周辺住民に迷惑を及ぼす行為をすること。

（９）　施設の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。

（１０）　施設内で喫煙すること。

（１１）　犬、猫等の動物を飼育すること。ただし、身体障害者補助犬等で村長の承諾を得た場合は、この限りでない。

（１２）　その他施設の使用にふさわしくない行為をすること。

（補則）

第７条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則（令和４年３月22日規則第３号）

この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第37号）第35条の規定の施行の日から施行する。

附　則（令和４年12月19日規則第23号）

この規則は、令和５年１月１日から施行する。